月２回発行　2015年８月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2240号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ＫＹ訓練に「ひと味」を

注意作業を「つぶやき」――東京地下鉄深川工場

フィギュア使って現場を再現――全国建設業協会

特集Ⅱ

「ＣＳＲ時代」のＯＳＨＭＳ

コンプライアンスを確認する手段に

多田 敏基

ニュース

斜面崩壊で点検表作成

厚労省　地質変化の情報共有図る

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2240
2015
8/15

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　山形会
社会保険労務士西村事務所
所長　西村　吉則

第201回

業務以外の耕作作業でトラクターが横転

■ 災害のあらまし ■

K社は、個人住宅の新築およびリフォームを業としている会社であり、社長Yは、父の事業を継承し、堅実な経営を行っていた。Yは、個人で畑（約300平方メートル）を所有し、早朝や休日を利用して自家消費用の野菜類を栽培していた。労働者Aは、勤続18年、中堅の大工職人として勤務していた。4月下旬の晴天の日、Yは出勤してきたAに、午前中の２時間程度、トラクターによる畑の耕作をするよう指示し、Aはその日の業務の段取りをつけ、社屋近くの畑で作業を開始した。ほどなくした頃、天候不順の日が続いた影響で、ぬかるんだ畑にハンドルを取られ、トラクターが横転してしまった。投げ出されたAは、はずみで左とう骨を骨折した。

■ 判断 ■

大工職人として勤務しているAの労働契約に基づく業務以外の行為に当たるトラクターによる耕作作業が、Yによる命令によって起きた災害であっても、「業務行為」に当たらないとして、業務外と判断された。

■ 解説 ■

業務上災害における「業務」とは、K社の場合、建築業運営にかかる業務であって、労働者Aが従事するものをいう。従って、業務の範囲はAが業務に従事する行為の範囲、つまり業務行為の範囲と一致することになる。

なお、業務行為には、その労働者が労働契約の本旨（本来の趣旨）に従って行う諸々の行為が含まれる。これには、労働契約の予定する職務行為、作業行為などはもとより、それに伴う諸行為も、労働契約の本旨

に反しない限り、業務行為に含まれる場合が多い。

労災保険の給付が業務上の傷病などを原因として成立する以上、給付の対象となる業務上の傷病などは、業務に起因するものでなければならないことになる。そして、業務に起因するとは、業務または業務行為そのものに起因することは当然のことであるが、業務起因性が労働関係をもとに成立しているものであり、業務遂行性を条件としていることからすれば、「労働者が労働関係の下にある状態」、すなわち「労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態」に起因することである。

次に、業務災害の具体的内容に応じて以下のように分けて業務起因性の判断をすることになる。

①事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあって業務に従事している場合、つまり業務行為およびそれに伴う一定の行為を行っている場合である。この場合における災害発生場所は、他に特別な原因がない限り、業務行為または事業場施設のいずれかであり、業務遂行性が証明され、業務起因性に対する反証（私的行為、業務逸脱行為など）がない限り業務上と認められる。

②事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあるが、業務に従事していない場合（休憩時間中）、つまり、事業場施設内において自由行動を許されている場合である。この場合の災害発生原因は、他に特別な原因がない限り、私的行為または事業場施設のいずれかにあるが、一般に、業務起因性が認められるのは、事業場施設による災害に限られる。

③事業主の支配下にあるが、管理を離れて業務に従事している場合（出張、貨物などの運送業務）である。この場合には個々



の行為については事業主の指揮監督を受けず、その間の行為全般について、事業主の支配を受ける。従って、積極的な私的行為が認められない限り全体として業務起因性があると推定される。

今回のケースは、Aの負傷が就業時間中のYによる業務命令によるものだが、たとえ事業主の命令があったとしても、その行為が建築事業の目的を達成するためのものではなく、それとは全く関係のない事業主個人の使用の範疇になってしまい、Aの労働契約の本旨に従う行為には当たらず「業務」に該当しないと判断される。

よくある勘違いであるが、担当している業務以外の行為で発生したからといって、すべての災害が業務外として取り扱われるわけではない。

例えば、労働契約で「接客・ホール担当」の業務を条件に雇われたアルバイトが、繁忙期のため店長から指示を受けて「調理担当」の業務にヘルプで入った場合、そこで起こった調理中の切創や火傷などの災害は、Aのケースの判断を踏まえると、飲食事業の運営にかかる業務の範囲のものであり、業務起因性、業務遂行性があるため業務上災害となる。